

外来種対策の推進に関する政策評価の結果（概要）

外来種対策の推進に関する政策評価（概要）

調査の背景

- ◇ 人の移動や物流が活発になる中で我が国に持ち込まれてきた、外国起源の外来種については、外来生物法(注)や政府の計画等に沿って、生態系の維持等の観点から様々な対策が講じられてきたが、これらの取組についての分析や評価は、必ずしも明らかになっていない状況

(注)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

- ◇ 本政策評価は、この状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について評価を行うものであり、具体的な取組の実態を把握するため、法律により取引や飼養が規制されている四つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）を選んで、対策の取組状況を実地に調査

【調査対象機関等】 環境省、農林水産省、国土交通省、都道府県(13)、市町村(26)、関係団体等
 【実施時期】 令和元年8月～ ※ヒアリ・アライグマ対策については、令和3年6月30日に中間報告

主な調査結果

外来種対策の取組状況

ヒアリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の防除現場で、関係機関との連絡体制など実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところあり ・ 環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどの活動も確認されず
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い ・ 捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり
オオキンケイギク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体としての具体的目標など現状や取組効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない
セイヨウオオマルハナバチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況 ・ 国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、関係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない

外来種対策の評価の課題

- ・ 外来種対策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供は不十分
- ・ 環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い



結果を踏まえた意見等

(対環境省)

- 今後の水際対策におけるオペレーションや取決めの在り方を進化させるため、現状の評価・検証が必要
- 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の評価・検証を行った上で、その在り方の検討が必要
- 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要
- 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要

- 政策評価を含め、外来種政策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討が必要

外来種対策の推進に関する政策評価の結果（ヒアリ対策）

外来種対策に係る主な制度の概要

◇ 国は、外来生物法に基づき、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外国起源の外来種を「特定外来生物」として指定（注1）し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等を規制するとともに、対象とする生物ごとに防除の目標や方法などを定めて公示（防除の告示）した上で、防除を実施

（注1）外来生物法の施行（平成17年6月）以降16回の指定により、哺乳類、両生類、魚類、昆虫類、植物等の各分類群のうち156種類を特定外来生物として指定

◇ また、国は、愛知目標（注2）の達成に向け、外来種対策を推進するための基本的な考え方や国として実施すべき行動（各種施策・事務事業）等を取りまとめた行動計画（注3）及び生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」（特定外来生物を含む429種類）を策定し、対策を実施

（注2）平成22年10月に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された生物多様性の保全に係る具体的な行動目標としての20の個別目標

（注3）外来種被害防止行動計画（平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省）

1 ヒアリ対策

主な調査結果

これまでのヒアリ対策の成果

● 国内で56事例のヒアリが確認されているものの、その定着は未確認

港湾等における水際対策の現状と課題

● 環境省は、国土交通省と連携して、平成29年度から、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に、ヒアリの生息調査を年2回以上実施

また、国土交通省と空港管理者は、平成29年度から、国際線が就航する全国の空港を対象に、ヒアリの生息調査を年2回実施

● 調査対象とした12のうち7港湾管理者では、平成29年4月から令和元年8月までに、上記国の調査とは別にヒアリの生息調査を実施

● 現場でのヒアリの発見事例を見ると、定期的な調査だけではなく、突発的に発見された事例が少なくない。このような場合の初動に際し、大きな役割を果たしている地方公共団体において、関係機関との連絡体制等の実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどして、促している活動も見られなかった

ヒアリが確認された56事例の年度別等事例数

	H29年度	30年度	R元年度	2年度
確認事例数（計56）	26	12	10	8
うち生息調査（計22）	10	3	5	4
うち68港湾（計34）	15	6	7	6

（注1）「うち生息調査」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に環境省が年2回以上実施しているヒアリの生息調査、突発的に発見された際の環境省が実施する周辺調査、地方公共団体が独自に実施しているヒアリの生息調査等を端緒としたヒアリの確認事例数

（注2）「うち68港湾」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する68港湾（令和元年度及び2年度は、休止航路を除く65港湾）におけるヒアリの確認事例数

（注3）令和2年度は、令和2年8月までの事例数

結果を踏まえた意見等

- 対象を重点化したモニタリングは、ヒアリの水際での早期発見に効果を上げているものと評価
- 環境省に情報を一元化し、環境省が専門家とともに定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状の評価・検証が必要

（ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立てる目的で、検証や評価を行うことが必要）